

令和3年第3回尾鷲市議会定例会会議録

令和3年10月4日（月曜日）

---

○議事日程（第5号）

令和3年10月4日（月）午前10時開議

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 議案第62号 令和3年度尾鷲市一般会計補正予算（第9号）の議決について  
（提案説明、質疑、委員会付託）
- 日程第 3 議案第47号 尾鷲市過疎地域持続的発展支援に伴う固定資産税の特例措置に関する条例の制定について
- 日程第 4 議案第48号 尾鷲市個人情報保護条例及び尾鷲市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正について
- 日程第 5 議案第49号 尾鷲市半島振興対策実施地域における固定資産税の特例措置に関する条例の一部改正について
- 日程第 6 議案第50号 令和3年度尾鷲市一般会計補正予算（第8号）の議決について
- 日程第 7 議案第51号 令和3年度尾鷲市国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）の議決について
- 日程第 8 議案第52号 令和3年度尾鷲市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第1号）の議決について
- 日程第 9 議案第53号 令和3年度尾鷲市病院事業会計補正予算（第1号）の議決について
- 日程第10 議案第54号 令和2年度尾鷲市一般会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第11 議案第55号 令和2年度尾鷲市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第12 議案第56号 令和2年度尾鷲市後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第13 議案第57号 令和2年度尾鷲市病院事業会計決算の認定について
- 日程第14 議案第58号 令和2年度尾鷲市水道事業会計未処分利益剰余金の

処分及び決算の認定について

- 日程第15 議案第59号 尾鷲市過疎地域持続的発展計画について
- 日程第16 議案第60号 尾鷲市都市計画マスタープランについて
- 日程第17 議案第62号 令和3年度尾鷲市一般会計補正予算（第9号）の議決について  
（委員長報告、質疑、討論、採決）
- 日程第18 報告第7号 専決処分事項について（損害賠償の額の決定）  
（報告、質疑）
- 日程第19 発議第10号 コロナ禍による厳しい財政状況に対処し地方税財源の充実を求める意見書について  
（提案説明、質疑、討論、採決）

○出席議員（10名）

1番 南 靖久 議員	2番 小川 公明 議員
3番 濱 中 佳芳子 議員	4番 西川 守哉 議員
5番 村田 幸隆 議員	6番 三鬼 和昭 議員
7番 内山 左和子 議員	8番 中村 レイ 議員
9番 中里 沙也加 議員	10番 仲 明 議員

○欠席議員（0名）

○説明のため出席した者

市 長	加藤 千速 君
副 市 長	下村 新吾 君
会計管理者兼会計課長	平山 始 君
政策調整課長	三鬼 望 君
政策調整課参事	西村 美克 君
総務課長	竹平 專作 君
財政課長	岩本 功 君
防災危機管理課長	尾上 廣宣 君

税 務 課 長	仲 浩 紀 君
市民サービス課長	宇 利 崇 君
福祉保健課長	山 口 修 史 君
環境課長代理課長補佐兼廃棄物係長	民 部 泰 行 君
商工観光課長	森 本 眞 明 君
水産農林課長	芝 山 有 朋 君
水産農林課調整監	丸 茂 亮 太 君
建設課長	内 山 眞 杉 君
水道部長	神 保 崇 君
尾鷲総合病院事務長	佐 野 憲 司 君
尾鷲総合病院総務課長	高 浜 宏 之 君
教 育 長	出 口 隆 久 君
教育委員会教育総務課長	森 下 陽 之 君
教育委員会生涯学習課長	三 鬼 基 史 君
教育委員会教育総務課学校教育担当調整監	植 前 健 君
監 査 委 員	福 本 和 行 君
監査委員事務局長	野 地 敬 史 君

○議会事務局職員出席者

事 務 局 長	高 芝 豊
事務局次長兼議事・調査係長	北 村 英 之
議事・調査係書記	相 賀 智 恵

〔開議 午前 9時59分〕

議長（三鬼和昭議員） おはようございます。

これより本日の会議を開きます。

ただいまの出席議員は10名であります。よって、会議は成立いたしております。

最初に、議長の報告ですが、お手元の報告書は朗読を省略し、これより議事に入ります。

本日の議事につきましては、お手元の議事日程第5号により取り進めたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

それでは、日程第1、「会議録署名議員の指名」を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第87条の規定により、議長において、5番、村田幸隆議員、7番、内山左和子議員を指名いたします。

次に、日程第2、議案第62号「令和3年度尾鷲市一般会計補正予算（第9号）の議決について」を議題といたします。

ただいま議題となりました議案は朗読を省略し、直ちに提案理由の説明を求めます。

市長。

〔市長（加藤千速君）登壇〕

市長（加藤千速君） それでは、今回追加議案として提案しております議案第62号「令和3年度尾鷲市一般会計補正予算（第9号）の議決について」につきまして説明いたします。

お手元に配付の令和3年度尾鷲市一般会計補正予算書（第9号）及び予算説明書の1ページを御覧ください。

今回の補正予算計上額は、補正前の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ100万円を追加し、これにより予算総額を105億2,400万7,000円とするものであります。

まず、歳入について説明いたします。

8ページ、9ページを御覧ください。

17款寄附金、1項寄附金、1目総務費寄附金100万円の増額は、みんなの森プロジェクト事業に対し、地方創生応援寄附金として、合同会社シーベジタブル様から御寄附をいただくものであります。

次に、歳出について説明いたします。

10 ページ、11 ページを御覧ください。

5 款農林水産業費、3 項山林事業費、1 目管理費は、脱炭素をテーマに、森林の維持再生の仕組みづくりを目的としたみんなの森プロジェクト事業において、間伐材を活用し、木に親しむ空間づくりを行うためのワークショップ等を実施する経費として、木づかい空間演出業務委託料100万円を追加するものであります。

以上をもちまして、議案第62号「令和3年度尾鷲市一般会計補正予算（第9号）の議決について」についての説明とさせていただきます。よろしく御審議いただき、御承認賜りますようお願い申し上げます。

議長（三鬼和昭議員） 以上で提案理由の説明は終わりました。

これより議案に対する質疑に入ります。

質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（三鬼和昭議員） 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案は、お手元に配付の議案付託表のとおり、会議規則第37条第1項の規定により、所管の行政常任委員会に付託したいと思っておりますが、これに異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（三鬼和昭議員） 御異議なしと認めます。よって、議題の議案は所管の行政常任委員会に付託することに決しました。

ここで、暫時休憩し、付託されました議案の審査をしていただくため、第二・第三委員会室において行政常任委員会を開催していただきます。

なお、委員会終了後、本会議を再開しますので、よろしく願いいたします。

それでは、暫時休憩をいたします。

〔休憩 午前10時03分〕

〔再開 午前10時38分〕

議長（三鬼和昭議員） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、日程第3、議案第47号「尾鷲市過疎地域持続的発展支援に伴う固定資産税の特例措置に関する条例の制定について」から、日程第17、議案第62号「令和3年度尾鷲市一般会計補正予算（第9号）の議決について」までの計15議案を一括議題といたします。

ただいま議題となりました15議案につきましては、所管の行政常任委員会に付託して御審査願っておりますので、その経過並びに結果について委員長の報告を求めます。

行政常任委員長、南靖久委員長。

〔1番（南靖久議員）登壇〕

1番（南靖久議員） それでは、委員長報告をさせていただきます。

行政常任委員会に付託になりました議案第47号「尾鷲市過疎地域持続的発展支援に伴う固定資産税の特例措置に関する条例の制定について」、議案第48号「尾鷲市個人情報保護条例及び尾鷲市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正について」、議案第49号「尾鷲市半島振興対策実施地域における固定資産税の特例措置に関する条例の一部改正について」、議案第50号「令和3年度尾鷲市一般会計補正予算（第8号）の議決について」、議案第51号「令和3年度尾鷲市国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）の議決について」、議案第52号「令和3年度尾鷲市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第1号）の議決について」、議案第53号「令和3年度尾鷲市病院事業会計補正予算（第1号）の議決について」、議案第54号「令和2年度尾鷲市一般会計歳入歳出決算の認定について」、議案第55号「令和2年度尾鷲市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について」、議案第56号「令和2年度尾鷲市後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算の認定について」、議案第57号「令和2年度尾鷲市病院事業会計決算の認定について」、議案第58号「令和2年度尾鷲市水道事業会計未処分利益剰余金の処分及び決算の認定について」、議案第59号「尾鷲市過疎地域持続的発展計画について」、議案第60号「尾鷲市都市計画マスタープランについて」、議案第62号「令和3年度尾鷲市一般会計補正予算（第9号）の議決について」、以上、条例3件、補正予算関係5件、決算関係5件及びその他市議会の議決を要する事項の2件、計15議案について、当委員会における審査の経過並びにその結果について御報告申し上げます。

去る9月22日から29日、さらに、本日を含めた計6日間にわたり、市長、副市長、教育長、会計管理者兼会計課長、病院事務長、水道部長並びに関係課長の出席を求め、詳細に説明聴取を行い、慎重に審査いたしました結果、付託されました15議案のうち、議案第47号から議案第49号までの条例関係3議案につきましては、いずれも全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第50号から議案第53号及び議案第62号の補正予算関係5議案につきましても、いずれも全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第54号から議案第58号までの決算関連5議案のうち、議案第54号から議案第57号までの4議案につきましては、全会一致で原案のとおり認定すべきものと決し、議案第58号「令和2年度尾鷲市水道事業会計未処分利益剰余金の処分及び決算の認定」につきましても、全会一致をもって原案のとおり可決及び認定すべきものと決しました。

次に、議案第59号「尾鷲市過疎地域持続的発展計画について」及び議案第60号「尾鷲市都市計画マスタープランについて」の2議案につきましては、いずれも賛成多数をもって原案のとおり決しましたので、御報告を申し上げます。

全国的に猛威を振るう新型コロナウイルスの感染拡大が続く中、8月には、三重県内において陽性者が500人を超えるといった、これまでにない感染状況が続き、8月27日から緊急事態宣言が適用されておりましたが、先月、9月30日をもって解除され、少しずつではございますが、明るい兆しも見えてきました。

また、9月19日をもちまして、本市における新型コロナウイルスワクチンの集団接種を終了いたしました。医師、看護師、薬剤師の皆様をはじめ、本市の集団接種に御従事をいただきました全ての皆さんに、この場をお借りして、心から感謝を申し上げますとともに、ワクチンの集団接種に御理解、御協力をいただきました市民の方々におかれましてもお礼を申し上げたいと存じます。

現在、接種対象となる方の約80%が接種を終えており、今後は、各医療機関にて御協力をいただき、個別接種を進めてまいりますので、引き続き、コロナ対策には、より一層万全を期していただきますよう、よろしく願いをいたす次第であります。

また、尾鷲総合病院におきましては、令和2年度決算審査において、新型コロナウイルス感染症に係る国、県からの補助金等により約5億1,827万円の当年度純利益となりました。

また、本年4月1日より、新型コロナウイルス感染症患者を受け入れるその他の医療機関から重点医療機関に格上げ指定されたことによる空床確保に対する1床当たりの補助金単価4万1,000円から7万1,000円に増額され、医療収益が増えたことにより、今回上程されました議案第53号「令和3年度尾鷲市病院事業会計補正予算（第1号）の議決について」においても、長年の懸案事項で

ありました一時借入金が解消されております。

しかしながら、診療人口の減少やコロナ禍の中、入院患者等の減少により、今後ますます病院経営が苦しくなるものと予測もできます。

また、MRIやCTスキャン等の高額医療機器更新事業もあることから、引き続き、持続可能な病院運営を行うべく、今後においても、市民の安全安心、健康を守るために、小薮病院長をはじめとし、スタッフ全員が一丸となって病院経営を行っていただきますよう、委員会として申し添え、行政常任委員会の委員長報告と代えさせていただきます。よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

議長（三鬼和昭議員） 以上で委員長の報告は終了いたしました。

これより委員長の報告に対する質疑に入ります。

質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（三鬼和昭議員） 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（三鬼和昭議員） 討論なしと認めます。これをもって討論を終結いたします。

これより採決を行います。

最初に、日程第3、議案第47号「尾鷲市過疎地域持続的発展支援に伴う固定資産税の特例措置に関する条例の制定について」を採決いたします。

本議案に対する委員長の報告は可決であります。

委員長の報告のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

（挙 手 全 員）

議長（三鬼和昭議員） 挙手全員。

挙手全員であります。よって、議案第47号は原案のとおり可決されました。

次に、日程第4、議案第48号「尾鷲市個人情報保護条例及び尾鷲市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正について」を採決いたします。

本議案に対する委員長の報告は可決であります。

委員長の報告のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

（挙 手 全 員）

議長（三鬼和昭議員） 挙手全員。



举手全員であります。よって、議案第48号は原案のとおり可決されました。

次に、日程第5、議案第49号「尾鷲市半島振興対策実施地域における固定資産税の特例措置に関する条例の一部改正について」を採決いたします。

本議案に対する委員長の報告は可決であります。

委員長の報告のとおり決することに賛成の方は举手願います。

(举手全員)

議長(三鬼和昭議員) 举手全員。

举手全員であります。よって、議案第49号は原案のとおり可決されました。

次に、日程第6、議案第50号「令和3年度尾鷲市一般会計補正予算(第8号)の議決について」を採決いたします。

本議案に対する委員長の報告は可決であります。

委員長の報告のとおり決することに賛成の方は举手願います。

(举手全員)

議長(三鬼和昭議員) 举手全員。

举手全員であります。よって、議案第50号は原案のとおり可決されました。

次に、日程第7、議案第51号「令和3年度尾鷲市国民健康保険事業特別会計補正予算(第1号)の議決について」を採決いたします。

本議案に対する委員長の報告は可決であります。

委員長の報告のとおり決することに賛成の方は举手願います。

(举手全員)

議長(三鬼和昭議員) 举手全員。

举手全員であります。よって、議案第51号は原案のとおり可決されました。

次に、日程第8、議案第52号「令和3年度尾鷲市後期高齢者医療事業特別会計補正予算(第1号)の議決について」を採決いたします。

本議案に対する委員長の報告は可決であります。

委員長の報告のとおり決することに賛成の方は举手願います。

(举手全員)

議長(三鬼和昭議員) 举手全員。

举手全員であります。よって、議案第52号は原案のとおり可決されました。

次に、日程第9、議案第53号「令和3年度尾鷲市病院事業会計補正予算(第1号)の議決について」を採決いたします。

本議案に対する委員長の報告は可決であります。

委員長の報告のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

議長(三鬼和昭議員) 挙手全員。

挙手全員であります。よって、議案第53号は原案のとおり可決されました。

次に、日程第10、議案第54号「令和2年度尾鷲市一般会計歳入歳出決算の認定について」を採決いたします。

本議案に対する委員長の報告は認定とするものであります。

委員長の報告のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

議長(三鬼和昭議員) 挙手全員。

挙手全員であります。よって、議案第54号は委員長の報告のとおり認定することに決しました。

次に、日程第11、議案第55号「令和2年度尾鷲市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について」を採決いたします。

本議案に対する委員長の報告は認定とするものであります。

委員長の報告のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

議長(三鬼和昭議員) 挙手全員。

挙手全員であります。よって、議案第55号は委員長の報告のとおり認定することに決しました。

次に、日程第12、議案第56号「令和2年度尾鷲市後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算の認定について」を採決いたします。

本議案に対する委員長の報告は認定とするものであります。

委員長の報告のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

議長(三鬼和昭議員) 挙手全員。

挙手全員であります。よって、議案第56号は委員長の報告のとおり認定することに決しました。

次に、日程第13、議案第57号「令和2年度尾鷲市病院事業会計決算の認定について」を採決いたします。

本議案に対する委員長の報告は認定とするものであります。

委員長の報告のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

(挙 手 全 員)

議長 (三鬼和昭議員) 挙手全員。

挙手全員であります。よって、議案第57号は委員長の報告のとおり認定することに決しました。

次に、日程第14、議案第58号「令和2年度尾鷲市水道事業会計未処分利益剰余金の処分及び決算の認定について」を採決いたします。

本議案に対する委員長の報告は可決及び認定とするものであります。

委員長の報告のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

(挙 手 全 員)

議長 (三鬼和昭議員) 挙手全員。

挙手全員であります。よって、議案第58号は委員長の報告のとおり可決及び認定することに決しました。

次に、日程第15、議案第59号「尾鷲市過疎地域持続的発展計画について」を採決いたします。

本議案に対する委員長の報告は可決であります。

委員長の報告のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

(挙 手 多 数)

議長 (三鬼和昭議員) 挙手多数。

挙手多数であります。よって、議案第59号は原案のとおり可決されました。

次に、日程第16、議案第60号「尾鷲市都市計画マスタープランについて」を採決いたします。

本議案に対する委員長の報告は可決であります。

委員長の報告のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

(挙 手 多 数)

議長 (三鬼和昭議員) 挙手多数。

挙手多数であります。よって、議案第60号は原案のとおり可決されました。

次に、日程第17、議案第62号「令和3年度尾鷲市一般会計補正予算(第9号)の議決について」を採決いたします。

本議案に対する委員長の報告は可決であります。

委員長の報告のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

(挙 手 全 員)

議長 (三鬼和昭議員) 挙手全員。

挙手全員であります。よって、議案第62号は原案のとおり可決されました。

次に、日程第18、報告第7号「専決処分事項について（損害賠償の額の決定）」を議題といたします。

ただいま議題となりました報告第7号につきましては、朗読を省略し、直ちに説明を求めます。

市長。

〔市長（加藤千速君）登壇〕

市長（加藤千速君） それでは、今回追加議案として提案しております報告第7号「専決処分事項について（損害賠償の額の決定）」につきまして説明いたします。議案書の2ページを御覧ください。

報告第7号「専決処分事項について（損害賠償の額の決定）」につきましては、損害賠償の額の決定について、地方自治法第180条第1項の規定により専決処分したので、同条第2項の規定により報告するものであります。

4ページを御覧ください。

概要といたしましては、本年8月9日午前2時頃、市内小川東町地内に設置している広報板が風で剥がされ、飛散し、相手方車両に損傷を与えたことによる損害賠償の額が決定したものであります。

以上をもちまして、報告第7号「専決処分事項について（損害賠償の額の決定）」の説明とさせていただきます。

議長（三鬼和昭議員） 以上で説明は終わりました。

これより報告第7号に対する質疑に入ります。

質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（三鬼和昭議員） 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。

ただいまの議題につきましては、報告案件でございますので、これをもって終結いたします。

次に、日程第19、発議第10号「コロナ禍による厳しい財政状況に対処し地方税財源の充実を求める意見書について」を議題といたします。

事務局長をして発議の朗読をいたさせます。

事務局長。

（事務局長 朗読）

議長（三鬼和昭議員） ただいま議題の発議につきまして、提出者の提案説明を求め

ます。

1 番、南靖久議員。

〔1 番（南靖久議員）登壇〕

1 番（南靖久議員） それでは、提案理由の説明をさせていただきます。

発議 10 号につきましては、意見書案の朗読をもって提案理由の説明とさせていただきます。

コロナ禍による厳しい財政状況に対処し地方税財源の充実を求める意見書（案）、新型コロナウイルス感染症の蔓延により地域経済にも大きな影響が及び、地方財政は来年度においても、引き続き巨額の財源不足が避けられない厳しい状況に直面している。

地方自治体では、コロナ禍への対応はもとより、地域の防災・減災、雇用の確保、地球温暖化対策など喫緊の課題に迫られているほか、医療介護、子育てをはじめとした社会保障関係経費や公共施設の老朽化対策費など、将来に向け増嵩する財政需要に見合う財源が求められる。その財源確保のため、地方税の充実、確保が強く望まれる。

よって、国においては、令和 4 年度地方税制改正に向け、下記の事項を確実に実現されるよう強く要望する。

記、一つ、令和 4 年度以降、3 年間の地方一般財源総額については、経済財政運営と改革の基本方針 2021 において、令和 3 年度地方財政計画の水準を下回らないよう、実質的に同水準を確保するとされているが、急速な高齢化に伴い、社会保障関係経費が毎年度増大している現状を踏まえ、ほかの地方歳出に不合理なしわ寄せがなされないよう、十分な総額を確保すること。

二つ、固定資産税は、市町村の極めて重要な基幹税であり、制度の根幹を揺るがす見直しは、家屋・償却資産を含め、断じて行わないこと。生産性改革の実現や新型コロナウイルス感染症緊急経済対策として講じた措置は、本来、国庫補助金などにより国の責任において対応すべきものである。よって、現行の特例措置は今回限りとし、期限の到来をもって確実に終了すること。

三つ、令和 3 年度税制改革において、土地に係る固定資産税について講じた課税標準額を令和 2 年度と同額とする負担調整措置については、令和 3 年度限りとする。

四つ、令和 3 年度税制改革により講じられた自動車税・軽自動車税の環境性能割の臨時的軽減の延長について、さらなる延長は断じて行わないこと。

五つ、炭素に係る税を創設または拡充する場合には、その一部を地方税または地方譲与税として地方に税源配分すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出するものであります。よろしく御賛同を賜りますことをお願いいたしまして、提案理由の説明に代えさせていただきます。

議長（三鬼和昭議員） 以上で提案説明は終わりました。

これより発議に対する質疑に入ります。

質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（三鬼和昭議員） 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（三鬼和昭議員） 討論なしと認めます。これをもって討論を終結いたします。

これより採決を行います。

日程第19、発議第10号「コロナ禍による厳しい財政状況に対処し地方税財源の充実を求める意見書について」、原案のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

（挙手全員）

議長（三鬼和昭議員） 挙手全員。

挙手全員であります。よって、本件は原案のとおり可決されました。

ただいま可決されました発議につきましては、関係機関に意見書を提出することといたします。

以上で本日の日程は全部終了いたしました。

この際、市長より御挨拶があります。

市長。

〔市長（加藤千速君）登壇〕

市長（加藤千速君） 議員の皆様におかれましては、先月9日の開会以来、本日まで慎重なる御審議を賜り、誠にありがとうございました。

本定例会には、議案第47号「尾鷲市過疎地域持続的発展支援に伴う固定資産税の特例措置に関する条例の制定について」をはじめとする議案16件、諮問第2号から第4号までの「人権擁護委員候補者の推薦について」の諮問3件と、報

告第5号「専決処分事項の承認について（令和3年度尾鷲市一般会計補正予算第7号）」をはじめとする報告3件を提出させていただき、いずれも御承認を賜りましたこと、厚く御礼申し上げます。

審議の中においていただきました様々な御指摘、御意見につきましては、今後十分留意の上、市政運営に努めてまいります。

議員の皆様におかれましては、御健康にはどうか御留意をいただき、ますますの御健勝にて御活躍されますことを祈念申し上げ、簡単ではございますが、本定例会の閉会の挨拶とさせていただきます。ありがとうございました。

議長（三鬼和昭議員） 去る9月9日開会以来、長い間、誠に御苦労さまでした。

これをもって、令和3年第3回定例会を閉会いたします。

〔閉会 午前11時07分〕

地方自治法第123条第2項の規定に基づき下に署名する。

尾鷲市議会議長 三 鬼 和 昭

署 名 議 員 村 田 幸 隆

署 名 議 員 内 山 左 和 子